

田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設用地選定検討委員会設置条例

制定 令和6年8月9日 条例第1号

(設置)

第1条 田辺周辺広域市町村圏組合の構成団体5市町（以下「構成市町」という。）で整備を目指す、新たな一般廃棄物処理施設に係る整備用地（以下「用地」という。）の選定に当たり、用地を公正かつ適正に選定するため、田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設用地選定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、田辺周辺広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行い、その結果を管理者に答申するものとする。

- (1) 田辺周辺広域一般廃棄物処理施設整備基本構想の検証に関する事。
- (2) 用地の選定に係る評価基準に関する事。
- (3) 用地の評価及び選定に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、用地の選定に関し管理者が必要と認める事。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 構成市町の推薦を受けた者
- (3) その他管理者が適当と認めた者

3 前項に掲げる委員のほか、委員会にオブザーバー（意見参考人）を置くことができる。

4 オブザーバーは、構成市町の廃棄物担当課の長とし、委員会の会議に参加し、委員長長の許可を得て意見を述べるることができる。

(任期)

第4条 委員及びオブザーバーの任期は、委嘱の日から第2条の規定による所掌事務が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員会が初めて開催されるときは、管理者が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員が職務に従事したときは、次のとおり報酬及び費用弁償を支給するものとする。

- (1) 報酬の額 識見を要する委員は日額20,960円、その他の委員は日額6,840円とする。
- (2) 費用弁償 田辺周辺広域市町村圏組合一般職の職員の旅費に関する条例（平成17年条例第3号）の例による。
- (3) 支給期日 勤務した日の属する月の翌月10日若しくは25日又は勤務した日

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は原則公開とするが、公正かつ円滑な議事の運営及び審議に支障が生ずると委員長が認めるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第10条 委員及び委員以外の者は、職務上知り得た秘密及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、任期が終了した後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、組合事務局で行う。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、第2条の規定による所掌事務が終わった日以後において規則で定める日限り、その効力を失う。